

以下の点を修正・変更いたします。

---

■171 頁 「(3) 別段の定め」「(a) リース譲渡——延払基準」について、

第2段落冒頭

「これまで、」を「かつては、」に改めます。

第3段落を下記に改めます。

しかしながら、平成30年度税制改正によって、延払基準が認められる対象はリース譲渡（⇒(c)）に限定され、さらに令和7年度税制改正によってこの特例も廃止されることとなった。

■173 頁

2行目から4行目にかけての一文を下記に改めます。

なお、賃貸人の所得計算において、売買があったものとされるリース資産の引渡し（「リース譲渡」）については、延払基準の特例が認められていたが令和7年度税制改正により廃止された。

（以上、2026年5月18日公開）